

# 文 教 委 員 会

- 1 期 日 平成21年6月26日（金）
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 出席委員 委員長 緒方直之  
副委員長 安井裕典  
委 員 佐藤一直、柴崎美智子、岩下智伸、安木和男、富永健三、  
石橋良三、犬童英徳、山木靖雄、松浦幸男

4 欠席委員 なし

## 5 出席説明員

[教育委員会]

教育長、教育次長、管理部長、総務課長、教育政策室長、法務室長、教職員課長、職員  
給与室長、施設課長、健康福利課長、教育部長、参与、学校経営課長、指導第一課長、  
指導第二課長、特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、文化  
財課長、スポーツ振興課長

[環境県民局]

学事課長

## 6 付託議案

- (1) 県第55号議案 平成21年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項
- (2) 県第58号議案 平成21年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）
- (3) 県第59号議案 広島県高等学校授業料減免等事業基金条例案
- (4) 県第67号議案 学校保健法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関  
する条例案中所管事項
- (5) 県第80号議案 訴えの提起について

## 7 報告事項

- (1) 平成22年度広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験志願者状況について
- (2) 小学校新学習指導要領の先行実施状況等について
- (3) 平成21年度「外部人材活用プロジェクト」事業について

## 8 会議の概要

- (1) 開会 午前10時32分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 付託議案  
県第55号議案「平成21年度広島県一般会計補正予算（第2号）中所管事項」外4件を  
一括議題とした。
- (4) 付託議案に関する質疑・応答  
○質疑（安木委員） 補正予算の中の高等学校管理費で、太陽光発電設備を県立高校10  
校に設置する予定とお聞きしました。10校分の推進ということで前進だろうという

ふうに思うのですが、どの程度の出力の太陽光発電パネルを予定されているのか、いつごろ完成される予定か、教えていただけますか。

○答弁（施設課長） 10校の太陽光パネルにつきましては、20キロワット出力のものを考えております。文部科学省で、標準的な規模の学校は20キロワット出力としているということもありますが、太陽光パネルによりまして年間10～13トンのCO<sub>2</sub>削減ができて、これは東京ドーム1個分の森林面積に匹敵すると言われております。また、1日当たり50～63キロワットアワーの電力消費を賄うということもあわせて、20キロワット出力ということにしております。

時期は、年度内に完了したいということで協議しております。

○質疑（安木委員） どの高校かということはいいのですけれども、大体県内満遍なくというふうに考えていいでしょうか。

○答弁（施設課長） 地域的なところもございまして、あとやはり電力の効率的な発電ということで、南向きの校舎が最も適していると言われております。そういったこととか、現在は耐震化工事を進めておりますので、その耐震化の状況、それと20キロワット出力ですと10トン以上の負荷が屋上にかかるということになりますので、校舎自体の状況も配慮しながら設置場所を決めていきたいと考えております。

○質疑（安木委員） 次に、特別支援学校費に学校環境整備費とか校舎等整備費が入っております。これに関連してということになりますけれども、先週の金曜日、1週間前に広島北特別支援学校を会派で視察させていただきました。目的は、職業コースの1年生8人は、どのような環境で学んでいるのかを中心に見させていただいて、教えていただいたわけです。8人の生徒が作業服に着がえて玄関清掃とか、教室の床のモップがけとか、施設内清掃の作業実習を教諭のアドバイスを受けながらきちんとやっておられまして、また担当の教諭も強い熱意を持って取り組んでおられて、非常に感心しました。このビルメンテナンス、施設内清掃とか環境整備とか調理の補助、それから物流サービスなどいろいろ作業実習の施設を見たのですが、もっと十分な設備があれば作業実習もより充実するというふうにも思いました。今回の予算の中にはそのような予算も入っているのでしょうか。

○答弁（特別支援教育室長） 今回の予算の中には、作業学習用の設備については特に設けておりません。

○質疑（安木委員） 広島北特別支援学校の職業コースの入学定員は先ほどの8人で、志願者が15人だったということは、この8人の中に入れなかった生徒は、普通コースで入学されていて、やはり作業実習の授業を受けるのですが、時間数が半分という状態です。その生徒の状況を聞いてみると、職業コースの8人と大差はない状況なので、もっと職業コースに近い作業実習をさせていく必要があるということをお話しておられました。志願者を基本的に受け入れられるよう、定員増に向けて職業コースのための環境整備を進めたらどうかと思うのですけれども、拡充の方向を加味されたものは入っていないのでしょうか。

○答弁（特別支援教育室長） 職業コースにつきましては、今年度初めて選抜を行いました。福山北、広島北特別支援学校、両校ともそれぞれ8名の定員いっぱいが入学しております。今後、来年、再来年と入学していったら、3学年がそろそろ中で今言った設備のこともありますけれども、それ以前にその生徒たちに合った教育課程や指導方法等について検討する中で、卒業時に就職にどのように結びついていっているかということをも十分見きわめて、検討しながらこのことについては考えてまいりたいと思っております。なお、施設設備については、毎年一定程度職業コース以外の子供も含めた教育の充実のために学校からの要望等を受けて検討していくこととなっております。

○質疑（安木委員） 現在、広島北と福山北しか職業コースがないのですけれども、もっと県内の特別支援学校高等部に職業コースをつくっていくという計画がどうでしょうかということと、やはりもっと多数の生徒を受け入れられる特別高等支援学校の早期設置が望まれるのですけれども、そのような準備費とかというものは入っていないのでしょうか。

○答弁（特別支援教育室長） 他校へ設置することにつきましても、先ほど申しましたように、3年後の卒業時の生徒の状況を見ながら検討してまいりたいと思っております。ですから、今回の予算の中にはそういったものは含まれておりません。

○要望（安木委員） 県外いずれの地域でも特別支援学校の入学が増加しております。適切な指導教育のもと社会で自立していけるように、引き続き支援をお願いしたいと思います。

○要望（犬童委員） 高等学校授業料ですが、この議会でも、先般の文教委員会でも議論されていますが、奨学金の拡充の問題や授業料減免の運用に当たっては、しゃくし定規にしないように、幅を持って対応していただきたい。要するに子供の教育権を保障する、途中で断念することがないようにすることが目的なわけですから、教育長も諸般のいろいろな事情を聞いて対応していきたいということなので、私は現場で判断しにくいものは、引き上げて議論して対象に加えるというように判断に幅を持っていただきたい。せっかく制度を拡充するわけですから、これは基準がこうだからだめですよということにはならないように、ぜひその子その子の家庭の事情なり状況を踏まえて対応していただきたいと要望しておきたいと思っております。

それから、例えば生活保護を受けている家庭の子供さんが、修学旅行に行きたくても行けないということがあります。よくそういうトラブルがありますが、これは教育委員会のせいではないのですけれども、例えばアルバイトをして修学旅行に行く金をためて修学旅行に行った、ところがそうするとその分は生活保護の支給対象外となり、不正受給だということです。だから、全面的に、アルバイトした分だけは戻せということで、現実に私もそういう事案を抱えているのですが、これなどは、やはり何かしゃくし定規です。家が生活保護をもらっているから修学旅行に行けない。行けないからアルバイトをして稼いで行ったら、生活保護費のその分を全面的

に戻せということになるわけです。そんなことを考えますと、やはり事前にそういった子供の家庭の事情とかは、担任の教諭がいろいろなことをつかんで、しからばどうするかということを教育の現場で判断をし、県教委も、あるいは市教委も含めて対応していただきたいと、これは少し余談になりましたけれども、お願いしておきたいと思います。

(5) 表決

県第55号議案外4件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（岩下委員） 6月18日の文教委員会の資料を見ますと、資料番号1で平成21年広島県議会6月定例会提案見込事項等という形で、一つの資料の中に最初は提案見込事項と思われるものがついておりまして、その後、経営状況の説明資料がついて、2つの資料になっております。そういう意味で、私はちょっと説明の中で聞き漏らしたかもしれませんけれども、この部分は付託議案の中に入らないのですといったようなことが明確になっていなかったというふうに思われます。やはりこういったケースの場合は、提案見込事項とそれ以外については資料を分割するべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○（委員長） 6月18日の資料に提案見込事項等としてこういうことをしたいと思えますということ、付託議案と報告事項が出されたということで、報告事項も所管の中には入っています。ただ、付託議案ではなく、報告事項であるということで、一般所管で質問してくださいということで御理解をいただければと思います。付託議案の審査では補正予算等の議案付託表の中のことについて御質問いただければということで、6月18日の資料は提案見込事項等として最初に出されただけで、報告事項は付託議案ではないということで御理解いただければと思います。

○質疑（岩下委員） わかりました。まだまだ勉強不足な点がたくさんあるようです。では、早速質問に入らせていただきたいと思えます。

その広島県教育事業団の資料の貸借対照表の中に総合体育館施設設備整備基金が取り崩しされておりますけれども、この内容についてお尋ねしたいと思えます。

○答弁（総務課長） 教育事業団の貸借対照表の基金でございますが、この基金は平成18年度から教育事業団が県立総合体育館の指定管理者として業務を受託した際、教育事業団からの提案事項といたしまして、事業運営上で黒字が見込まれた場合には広島県と協議の上で積極的に施設の修繕を実施いたしますという提案がなされております。その提案を実現するための財源といたしまして、毎年度の収支の差というか、利益相当額を基金という形で積み重ねていくというものでございまして、その指定管理の最終年度が平成20年度、18年度からの3年間ということでございまして、平成20年度におきまして積み重ねておりました基金を取り崩しまして、施設整備に当てるといった状況であります。

○質疑（岩下委員） 県の方から事業を受けて実施して、民間企業で言えば利益に当た

るものが出たのでそれを少しずつ積み立てていく。ちょうど3年目で終わってしまうので、いわゆる民間企業では利益が出てよかったということでしょうけれども、教育事業団の性質から見ると、利益ということはそぐわないということで、もともとの契約にもそういったものについては補修等に使うような形で契約がなされているということは理解しております。ただ、1,500万円ほどということで、かなりの金額になるのではないかと思います。毎年1,300万円ほどの補修は一応計画をされていて、その中で運用していきながら、3年度目にはかなり余っているものもあったので、日ごろなかなか行き届かない部分を補修されたと聞いております。そういったやり方も一つあるとは思いますが、ただ金額が多いために、本当に適切な補修をされているのか気になるところです。そういった内容についてはどのように決定され、実施されているのか、お伺いしたいと思います。

○答弁（スポーツ振興課長） 御指摘の修繕の件でございますが、これにつきましては具体的には館内のタイルの補修あるいはエアコン修理、シャッター開閉器交換、あるいは大・小アリーナの電光得点表示板等の修理を行っているものでございます。御指摘のように総合体育館の整備基金を取り崩した1,500万円とこれまでライブイベントで得た利用収入を合わせて総額で5,000万円余の工事を計画しております。工事箇所としましては90カ所、1カ所平均60万円程度の施設の修繕を行ったということでございます。委員御指摘のこういった修繕につきましては、一般の業務点検も含めまして定期的に指定管理者と連絡会議を持っておりまして、あわせて現地調査も実施させていただいております。そういった中で指定管理者と協議の上、修繕を行っているのが現状でございます。

○要望・質疑（岩下委員） 一生懸命努力をされて出てきたものですので、まずその努力に感謝したいということと、ただ、非常に厳しい県の財政状況でもありますので、出てきたものを補修に充てるという考え方もあれば、場合によっては契約金額を変更して、その部分を県の方に返すという考え方もあるのではないかと思います。特に、ことしあたりから相当税収も落ち込むそうですので、そういった方策も今後考えていただけるようになっていければいいと、これは要望としてお話ししたいと思います。

次の質問は、24日の私の一般質問の内容について関連してお尋ねいたします。内容については、県立高等学校の規模適正化の進め方についてお尋ねをしまして、教育長からお答えをいただきました。そのお答えの中に、私の質問としては、関係する方々とのコミュニケーションの活性化ということで、さらに再度説明をお願いしたいというふうな趣旨の質問でございました。これに対して教育長の方から、従来からさまざまな形で市町に対しては丁寧な説明をしていると、それに対してさらに丁寧な対応に努めてまいりたいというお答えをいただきました。それに対して昨日、井原議員から同様の質問がございました。その中で、再々質問に対するお答えのときに、地元等関係者に丁寧な説明をする必要性は十分認識している。一定の時間を

とってまいりたいと考えていると、その後、その際意見をお伺いするのは当該の市町、さらには市町教育委員会、それから市町議員といったようなお答えだったというふうに認識しております。それで、もともとの私の質問に対してのお答えの中に、さらに丁寧なといったお答えがありましたので、そのさらに丁寧なという部分で考えたときに、昨日の井原議員の質問に対してお答えいただいたところと、私にさせていただいた内容と少し異なるので、どういったところがさらに丁寧なというふうにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○答弁（教育長） 今年の例で申しますと、私どもがある意味反省しておりますのは、状況を説明して決定するまでに非常に時間が短くて、相手方から見ると聞いただけという感じがおありだったのではなからうかということです。私どもとしては、今後は一定の期間は説明し、また御意見を伺い、その中で幾つかの御意見を、例えば学校関係者からお伺いする場合もありましようし、議員の方だったら地元の方からお伺いする場合もあるかもわかりませんが、そういう方の集約されたような話をお伺いしながら、さらに説明を加えていって、一定期間の御理解をいただく時間を設けていきたいという意味でございます。

○質疑（岩下委員） 意見を聞く相手が限定されているということではない、ある程度時間をとってうまく意見の聴取ができれば、それに対応していかれるという理解でよろしいでしょうか。

○答弁（教育長） 私どもは、御意見は当然伺う必要があると思いますが、直接的にお伺いするのはやはり市町とか市町教育委員会の皆さん、もしくは議員の方々がそこを集約されていれば一緒にお聞きするという意味でございまして、出どころはいろいろな形があるのではないかと思いますけれども、直接的にお聞きするのはそういう方々というふうに考えております。

○質疑（岩下委員） ということは、議員の方からさらに地元の意見を聞いてほしいといったようなケースも当然出てくると思いますので、そういったケースについては個々に対応していただけるというふうに考えてよろしいでしょうか。

○答弁（教育長） 議員の方とおっしゃるのは、皆様方でしょうか、それとも地元の議員でしょうか。

○質疑（岩下委員） 地元のという意味です。

○答弁（教育長） 地元の議員の皆様方がある意味意見集約をして、しっかりと一定のまとめをされたものを我々がお伺いするということは決してやぶさかではないと思っておりますけれども、直接多くの方々と議論するということは考えておりません。

○要望（岩下委員） 今後いろいろな意見が出てくると思いますので、そういった意見をよく勘案されて、さまざまな可能性をこの場で否定することのないよう考えていただきたいということを要望して終わりたいと思います。

○意見・質疑（犬童委員） 今回の件の質疑・応答を聞いて、結論的に私が感じたのは、意見はいろいろ聞かせていただくが、方針は貫かせてもらいますというように聞こ

えたのです。私はやはりこれだけ各市町、議会、あるいは地元の皆さんから残してほしいという気持ちが伝えられている。十分協議をしてほしいというふうに伝えられているわけです。過疎対策で地域に教育施設を残していこうと、そうでなかったらとても子育て世代はもうそこに住むことはできないということです。例えば、豊高校が廃校となって随分たちますが、現実には、住民票は豊町にある。しかし、いるのかというと、いやいや子供の教育があるから子供を連れて町の方に住んでいますということです。役所の台帳では高齢化率は45%といたって、実際は60%を超えているのです。若い世代が子供を連れていって実際はいないのです。そういう現実が出てきているわけです。それは倉橋でもそういう声を聞くのです。要するに、そこに住んでいたのではもう子供の教育はできない。だから、住民票を置いたまま家族で町を出ていって、子育てが済むまではそこで暮らす、土曜、日曜に帰ってきてミカン山をやるとか、魚をとる、そんな状況が実際に起きています。私は、教育長が一定のそういう小規模校の統廃合はやむを得ない、そうせざるを得ないという事情も、全く否定しているわけではないです。しかし、現実には過疎に拍車がかかっている。島嶼部とか中山間地域は骨粗鬆症みたいな格好になっていると思う。人口が全国的に1億2,000万人が8,500万人ぐらいに減るのだから、開墾で入ったところの村は撤収してもらわないといけませんと中央官僚はそう考えるかもしれませんが、しかしそこに根差して頑張っている人たちというのは、やはり子育てをそこでしっかりして、農業や林業あるいは漁業を守っていききたい、そういう思いが強いわけですから、私は、どうやったら残していけるかという立場で議論してほしい。どうしたら集約できるかではなくて、どうしたら残して地域を守っていけるか、そういうことを基本に考える県教委であってほしいと思うのです。

だから、いかにして小規模校を地域に残していくか、そのために地域の皆さんにどんな協力をしてほしいか、地域の協力がなかったらできないわけです。地域にもどういう努力をしてほしいとか、そういうことを含めてやはり議論をして対応してもらいたい、このように思うのですが、教育長、どうですか。

- 答弁（教育長） 委員御指摘のように、過疎化の中で、子供たちが地元の高校に行かなくなって非常に生徒数が少ない、もしくはある程度の生徒はいるが、他の地域からの生徒で地元からの生徒が少ない、これらを勘案しながら我々は判断しているところでございます。やはり高等学校を卒業いたしますと、実社会に出るということを考えたときに、一定規模の中で教育をしていくことが将来の自立した社会人になるために必要なことだと、こちら辺はバランスをとっていかなければいけないことだと思います。ただ、私どもはケース的に幾つかの議論をいたしますが、実際に交通の便とか地理的特性とかそこらあたりはお聞きした中で、少し軌道修正をかけなければいけないものがあれば、当然我々は判断に少し修正をかけなければいけないとは思いますが。そこら辺のことは御意見を伺いながら、準備段階で決めたからそのままいくというのではなくて、多少時間的に変化をさせなければいけない場合があ

るかも知れませんが、それにはまず我々のことも理解していただきたい。それから現場のそれぞれの地域における状況も教えていただきたい。その中で私どもの判断が特に間違っていない、異論もないということであれば、そのままさせていただこうというふうに考えております。

○質疑（石橋委員） 食育のことについてお聞きしたいのでありますけれども、平成17年に国が食育基本法を制定し、平成18年に我が県も広島県食育基本条例を制定いたしました。その平成17年のときに、国が栄養教諭制度というのをつくったようであります。そこで、我が県は、平成19年度に10人配置をしている。そこで、一つは栄養教諭というのがどの程度の役割を果たして、どういう必要性があって、何をしているのか、その点をちょっと聞かせていただきたいと思います。

○答弁（指導第三課長） 栄養教諭は、各学校におきまして食育の年間指導計画の作成でありますとか、学級担任と連携した食に関する授業の実施、それから児童生徒への食に関する個別の相談、さらには保護者、地域との連携など学校の食育推進の中心的な役割を担っているというふうに考えております。御指摘がございましたように、本県では平成19年度に7市10校へ栄養教諭を配置したところでございまして、配置校では栄養教育の中心となりまして食育推進のための指導体制や指導内容を整えて、児童生徒並びに保護者の知識や行動により意味で変容があらわれてきているというふうに受けとめているところでございます。

○質疑（石橋委員） それは、広島県食育基本条例の理念に合致していますので、とてもいいやり方だと思いますが、ただこれが10校ということはいかがなものかと思えます。全校にということは難しいと思えますけれども、他県を見ますと北海道などで326人です。多いところで大阪も270人で、圧倒的に広島県は少ないわけです。今とてもすばらしいことを言われているのですが、基本条例がありながら、そのことに関して、まだ消極的な対応をしているわけです。食育というのは、私は本当に知育、徳育、体育、これに食育が入るぐらい重たいものだと思うのです。さらにこれから食の安全とか、あるいはもったいないとか、こういう食料自給率が低いときに、健康を含めて効果が大変大きいと思うのです。私はこれをもう少し段階的にふやしていく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○答弁（指導第三課長） これまで栄養教諭を配置してまいりました10校の取り組みの効果をいろいろ検証してきたわけでございますが、毎日朝食を食べる子の増加でありますとか、さまざまな成果がある一方で、家族そろって朝食や夕食を食べる家庭が減少しているというふうに、一部には家庭の働きかけ、取り組みが十分でなかったというような課題も見えてまいりました。このような状況を踏まえまして、教育委員会といたしましては、栄養教諭の配置拡充につきましては、配置校における取り組みを積極的に支援しつつ、引き続き鋭意検討してまいりたいと考えております。

○要望・質疑（石橋委員） 今、全国学力テストで秋田県がトップになっていますが、その中で食というものが注目されまして、睡眠と朝食を必ずとる率が圧倒的に秋田



県では高かったというのです。そういうことも含めて、ぜひともこの栄養教諭を充実するように要望をしておきたいと思います。

それともう1点は、きょうが今期最後の文教委員会になりました。先般、私が2月定例会で一般質問した際に、もう是正指導後10年で、総括という話をさせていただきましたが、教育長にいい答弁をいただいているのです。全国的に異例の是正指導を受けたことを決して風化させることなく、今後とも教育の中立性と公開性を堅持し、県民総参加による教育改革に全力で取り組むということを言っていただきました。これは知事も同じような答弁でした。しかしながら振り返ってみますと、この10年間に、当初、是正指導の直後は非常に緊張感があったわけでございますけれども、この数年、綱紀が緩んでいるのではないかと思います。その事例としまして、目を覆うような不祥事がいろいろ起きてきているということは、本当に県民にとって非常に不安をかき立てる。あれだけ是正指導で頑張ってきた。片一方でよくなっているけれども、片一方では教員の資質の問題、あるいはそういう綱紀の問題が明らかになっている。1件や2件ではないわけです。せっかくここまでやってきた取り組みが、その事例によって一気にまたおかしくなっているというふうに言われつつあるわけです。そのことについて教育長は痛恨のきわみであると、あるいは危機的状況と認識している、厳しい勤務環境は理由にならない、当事者意識をしっかり持つことを徹底するとともに、ぜひそれをやらなければいけませんし、この不祥事に対して、今、外部組織を設置してその対応についての報告書を待っていらっしゃる状況だろうと思いますけれども、せっかくここまできて10年たって、この不祥事について本当に今後どういうふうに取り組んでいくのか、きょうが最後でございますので、教育長、腹の底からの決意を聞かせていただきたい。

○答弁（教育長） 広島県の教育が平成10年に文部省からは正指導を受けて以来、とりわけ学校教育の幾つかの、というか相当の指標につきましては、当時全国47都道府県で40位前後であったものが、今20位前後ぐらまで回復してきております。これは委員御指摘の教育の中立性と公開性を堅持しつつ、私ども、また市町教育委員会、学校長初め、教職員が取り組んできた成果だと思います。しかしながら10年たちますと、このぐらいはまあいいかという気持ちが出ているのではないかという御指摘でございますし、また事実、私どもとして幾つか学校の状況で気になっておりますのは、主任の命課が新規採用者になってみたり、採用間もない者であってみたり、もしくは慌てて出張しなければいけないからといって校長の許可も得ず出張して、後で了解をとるというような事案が出てきたことは、我々は弛緩しているということも指摘された場合、それを言い返すようなことはございません。とりわけ、委員御指摘の不祥事につきましては、これまで懲戒処分の指針を出し、さらにはそういう事案が起こったときの学校の影響、家族や本人の影響などを内容とした研修の資料をつくりました。また、私自身も教職員の教育に携わる者としての心構えとして、子供たちは私たちの姿を見て育ちます。これをしっかり心にしみ込ませて行動して

もらいたいということも言ってまいりました。さらに、この4月からは、とりわけ今気になっておりますのは、体罰、わいせつ、セクハラ、酒気帯び運転でございますが、特に体罰、わいせつ、セクハラ行為については、学校の対応によっては、少し見えなくなってくる状況もございますので、ぜひ相談窓口を各学校につくっていかねばいけないということで、県立学校はすべてできましたし、小中学校もほとんどできている状況でございます。にもかかわらず、なお、こういうことが続いているということで、委員が先ほど申し上げられました、もう我々の発想だけではだめで、外部の方から見て、とりわけ子供が被害に遭っている事例とかに精通した方からの御意見をいただいて、新しい切り口での不祥事防止対策も考えていかねばいけないということで、その協議会の設置を今急いでいるところでございます。そのようなことを通して、私どもとしては新たな教育県ひろしまの創造に向けてさらに尽力して、保護者の方が安心して子供を託せる、また育ててもらえるということを実感してもらえような教育を進めていきたいと考えております。

○要望（石橋委員） 今、このように決意を語っていただきましたが、ぜひ、そういう事例が出ないように、本当に教育委員会の皆さんが本気になって、やっていたと思うけれども、取り組んでいただきたい。そうしないと一つの不祥事が、せっかく皆さん方が築いてきた信用をすべて失わせてしまう。ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

(7) 閉会 午前11時27分